様式第2号（第7条関係）

第　　　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

出雲市長

出雲市一時預かり事業利用料助成金交付決定（却下）通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった一時預かり事業利用料助成金について、下記のとおり決定したので出雲市一時預かり事業利用料助成金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

* 次のとおり交付を決定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象児童名 |  |
| 助成金交付決定額 | 円 |

次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めてその助成金の返還を命ずることがあります。

1. 出雲市一時預かり事業利用料助成金交付要綱の規定に違反したとき。
2. 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
3. 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

* 次の理由により却下します。

　上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で取下げをしてください。